



# 三重県公報

平成25年11月8日(金)

第 2546 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
751	土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	(大気・水環境課)	2
752	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治山林道課)	2
753	漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意	(水産経営課)	2
754	同件	( 同 )	2
755	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(企業誘致推進課)	3
756	同件	( 同 )	3
757	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	3
758	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	5
<b>公 告</b>			
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	6
	同件	( 同 )	6
	同件	( 同 )	6
	屋外広告物沿道景観地区掲出基準の変更案の縦覧	(景観まちづくり課)	6
	屋外広告物沿道景観地区の地域及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の変更案の縦覧	( 同 )	7
	屋外広告物沿道景観地区掲出基準の変更案の縦覧	( 同 )	8

## 告 示

## 三重県告示第 751 号

土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 25 年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 形質変更時要届出区域  
名張市八幡 1300 番 40 の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)第 31 条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物

## 三重県告示第 752 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 25 年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所  
津市美里町北長野字三船ヶ谷 1027 の 32、1027 の 33、1027 の 35 から 1027 の 37 まで、1027 の 39 から 1027 の 41 まで、1027 の 43
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

## 三重県告示第 753 号

漁船損害等補償法(昭和 27 年法律第 28 号)第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 25 年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

四日市市加入区

## 三重県告示第 754 号

漁船損害等補償法(昭和 27 年法律第 28 号)第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 25 年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

紀南加入区

---

**三重県告示第 755 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出（駐車場の収容台数及び出入口の数の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 25 年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コメリホームセンター桑名店  
桑名市大字星川 1198 番地 1
- 2 桑名市から聴取した意見
  - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
    - ア その他の駐車場の状況において従業員用等（業務用を含む。）の駐車場の必要駐車台数が 11 台であるが、変更後の駐車台数について、必要駐車台数の充足状況を示すこと。
    - イ 駐車場出入口付近の安全対策に十分配慮すること。
  - (2) その他の事項  
該当する地域の安全確保を行うこと。
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部企業誘致推進課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 25 年 11 月 8 日から同年 12 月 9 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 756 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により大台町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 25 年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ大台店  
多気郡大台町佐原 615 番地
- 2 大台町から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部企業誘致推進課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 25 年 11 月 8 日から同年 12 月 9 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 757 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。  
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 25 年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亀山白山線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市白山町川口字上野前 1702 番 7 から 津市白山町川口字上野前 1729 番 11 まで	旧	11.50～15.40	19.20
	新	15.00～24.50	19.20

## 第 2

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 亀山白山線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市白山町川口字上野前 7875 番地内	旧新	8.50	28.00
	新	3.20	32.80

## 第 3

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 亀山白山線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市白山町川口字上野前 7875 番地内	旧新	9.20	29.30
	新	3.70	34.00

## 第 4

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 合ヶ野松阪線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市飯福田町字明ヶ谷 347 番 1 から 松阪市飯福田町字川井 494 番 1 まで	旧	12.17～16.53	49.74
	新	13.53～17.70	49.74

## 第 5

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 合ヶ野松阪線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市飯福田町字川井 494 番 1 地内	旧	6.85～17.10	41.95
	新	6.85～19.15	41.95

## 第 6

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 伊勢南勢線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市宇治今在家町字鷺嶺 245 番地内	旧新	3.60～20.00	310.60
	新	11.50～15.40	186.30

## 第 7

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 度会玉城線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡玉城町勝田字池ノ谷 4849 番 61 から	旧	7.80～25.00	494.50
度会郡玉城町勝田字山田 4855 番まで	新	9.00～61.00	494.50

第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 磯部大王自転車道線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩市磯部町坂崎字日出 794 番から	旧	3.00～16.00	323.69
志摩市磯部町三ヶ所字深井 741 番 1 まで	新	3.00～24.00	323.69

第 9

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 167 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩市磯部町穴川字土橋 895 番 338 から	旧	26.40～36.00	85.20
志摩市磯部町穴川字土橋 895 番 336 まで	新	27.40～36.00	85.20

第 10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 飛鳥日浦線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
熊野市井戸町字大馬谷 2057 番 4 から	旧新	2.55～18.00	197.80
熊野市井戸町字田和 2005 番 12 まで	新	4.50～15.02	224.00

三重県告示第 758 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 平成 25 年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
国道 477 号	四日市市平尾町 3951 番 4 から 四日市市黒田町 491 番まで	平成 25 年 11 月 8 日
県道 亀山白山線	津市白山町川口字上野前 1702 番 7 から 津市白山町川口字上野前 1729 番 11 まで	平成 25 年 11 月 8 日
県道 亀山白山線	津市白山町川口字上野前 7875 番地内	平成 25 年 11 月 8 日
県道 亀山白山線	津市白山町川口字上野前 7875 番地内	平成 25 年 11 月 8 日
県道 松阪久居線	松阪市本町 2127 番 1 から 松阪市本町 2158 番 1 まで	平成 25 年 11 月 8 日
県道 合ヶ野松阪線	松阪市飯福田町字明ヶ谷 347 番 1 から 松阪市飯福田町字川井 494 番 1 まで	平成 25 年 11 月 8 日
県道 合ヶ野松阪線	松阪市飯福田町字川井 494 番 1 地内	平成 25 年 11 月 8 日
県道 高奈上三瀬線	多気郡大台町下三瀬字神戸 11 番 2 から 多気郡大台町下三瀬字熊野往來下 388 番まで	平成 25 年 11 月 8 日

県道 伊勢南勢線	伊勢市宇治今在家町字鷲嶺 245 番地内	平成 25 年 11 月 8 日
国道 167 号	志摩市磯部町穴川字土橋 895 番 338 から 志摩市磯部町穴川字土橋 895 番 336 まで	平成 25 年 11 月 8 日

**公 告**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

平成 25 年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（砂防基盤地図作成）
- 2 作業期間  
平成 25 年 11 月 11 日から平成 26 年 3 月 26 日まで
- 3 作業地域  
伊勢市横輪町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

平成 25 年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（数値図化）
- 2 作業期間  
平成 25 年 10 月 31 日から平成 26 年 1 月 28 日まで
- 3 作業地域  
鈴鹿市下大久保町、同市中富田町、同市小田町、同市国府町、同市八野町、亀山市関町小野、同町会下、同町木崎、同町鷲山、同町白木一色及び同町新所

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県志摩建設事務所長から通知がありました。

平成 25 年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（数値図化（砂防基盤図））
- 2 作業期間  
平成 25 年 10 月 11 日から平成 26 年 1 月 6 日まで
- 3 作業地域  
鳥羽市坂手町、同市国崎町、同市相差町、同市畔蛸町、同市千賀町及び同市堅子町

三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号。以下「条例」といいます。）第 8 条の 2 第 1 項の規定により定めた伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区における屋外広告物沿道景観地区掲出基準を変更したいので、同条第 7 項において準用する同条第 5 項の規定により、次のとおり当該案を縦覧に供します。

なお、当該案について、当該屋外広告物沿道景観地区内の住民及び当該屋外広告物沿道景観地区内において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、縦覧期間の満了の日までに三重県知事に意見を提出することができます。

平成 25 年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 屋外広告物沿道景観地区掲出基準の変更案

屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定(平成2年三重県告示第505号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

3の項(1)を次のように改める。

## (1) 景観風致維持基準

この基準は、条例第8条の2第3項第1号の規定により定め、次のものについては、三重県屋外広告物条例施行規則(昭和41年三重県規則第59号)別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。

## ア 禁止地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の6分の1以下

(イ) 屋上広告 1面12㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ5m以下  
(屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向2個以下)

(ウ) 広告板 1面8㎡以下

(エ) 広告塔 1面4㎡以下

## イ 許可地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の4分の1以下

(イ) 屋上広告 1面22㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの2分の1以下かつ10m以下  
(屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向3個以下)

(ウ) 広告板 1面20㎡以下

(エ) 広告塔 1面10㎡以下

## ウ 許可地域の一般広告物

(ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の4分の1以下

(イ) 屋上広告 1面20㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ7m以下  
(屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向3個以下)

(ウ) 広告板 1面20㎡以下

(エ) 広告塔 1面10㎡以下

(オ) 広告旗 禁止

## エ 禁止地域のその他広告物

管理広告 1面5㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。

3の項(2)エ(ウ)及び(エ)中「とし、かつ、特例分も含め道路から5m以上控えること。なお、広告物間は、50m以上離すこと。」を削り、同項(2)オ中「(ア) 管理広告 1面2㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。」を「管理広告 1面2㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。」に改め、同項(2)オ(イ)を削る。

## 2 縦覧期間

平成25年11月8日から同月22日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除きます。)

## 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

## 4 縦覧場所

津市広明町13番地 三重県県土整備部景観まちづくり課

伊勢市勢田町628番地2 三重県伊勢建設事務所

志摩市阿児町鶴方3098番地9 三重県志摩建設事務所

三重県屋外広告物条例(昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」といいます。)第8条の2第1項の規定により定めた長島屋外広告物沿道景観地区における屋外広告物沿道景観地区の地域及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準を変更したいので、同条第7項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり当該案を縦覧に供します。

なお、当該案について、当該屋外広告物沿道景観地区内の住民及び当該屋外広告物沿道景観地区内において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、縦覧期間の満了の日までに三重県知事に意見を提出することができます。

平成25年11月8日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 屋外広告物沿道景観地区の地域及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の変更案  
屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定(平成7年三重県告示第229号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。
    - 2の項中「松陰」を「松蔭」に改める。
    - 3の項(1)を次のように改める。(1) 景観風致維持基準  
この基準は、条例第8条の2第3項第1号の規定により定め、次のものについては、三重県屋外広告物条例施行規則(昭和41年三重県規則第59号)別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。
    - ア 禁止地域の自家用広告物
      - (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の6分の1以下
      - (イ) 屋上広告 1面12㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ5m以下(屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向2個以下)
      - (ウ) 広告板 1面8㎡以下
      - (エ) 広告塔 1面4㎡以下
    - イ 許可地域の自家用広告物
      - (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の4分の1以下
      - (イ) 屋上広告 1面22㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの2分の1以下かつ10m以下(屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向3個以下)
      - (ウ) 広告板 1面20㎡以下
      - (エ) 広告塔 1面10㎡以下
    - ウ 許可地域の一般広告物
      - (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の4分の1以下
      - (イ) 屋上広告 1面20㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ7m以下(屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向3個以下)
      - (ウ) 広告板 1面20㎡以下とし、かつ、特例分(建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの、同法第6条の2第1項の規定に基づき同法第77条の21第1項の指定確認検査機関の確認を受けたもの又は同法の基準に準じて建築士が安全性を認めたものをいう。以下同じ。)も含め道路、鉄道等から2m以上控えること。
      - (エ) 広告塔 1面10㎡以下とし、かつ、特例分も含め道路、鉄道等から2m以上控えること。
      - (オ) 広告旗 禁止
    - エ 禁止地域のその他広告物  
管理広告 1面5㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。
  - 3の項(2)エ(ウ)及び(エ)中「とし、かつ、道路から5m以上控えること。なお、広告物間は、50m以上離すこと。」を削り、同項(2)オ中「(ア) 管理広告 1面2㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。」を「管理広告 1面2㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。」に改め、同項(2)オ(イ)を削る。
- 2 縦覧期間  
平成25年11月8日から同月22日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除きます。)
  - 3 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで
  - 4 縦覧場所  
津市広明町13番地 三重県県土整備部景観まちづくり課  
桑名市中央町5丁目71 三重県桑名建設事務所

三重県屋外広告物条例(昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」といいます。)第8条の2第1項の規定により定めた伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区における屋外広告物沿道景観地区掲出基準を変更したいので、同条例第7項において準用する同条例第5項の規定により、次のとおり当該案を縦覧に供します。

なお、当該案について、当該屋外広告物沿道景観地区内の住民及び当該屋外広告物沿道景観地区内において広

告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、縦覧期間の満了の日までに三重県知事に意見を提出することができます。

平成 25 年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 屋外広告物沿道景観地区掲出基準の変更案

屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定（平成 21 年三重県告示第 231 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

4 の項(1)を次のように改める。

(1) 景観風致維持基準

この基準は、条例第 8 条の 2 第 3 項第 1 号の規定により定め、次のものについては、三重県屋外広告物条例施行規則（昭和 41 年三重県規則第 59 号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。

ア 広告物の共通基準

(ア) 広告面の彩色は、無彩色又は 5 色以内とすること（写真については広告面の 1/2 以内とする。）。

(イ) 広告面の色彩は、蛍光色を避けること。

(ウ) ネオンサイン、LED（点滅・画面が変化するもの）は使用しないこと。

イ 禁止地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 1 方向当たり同一壁面面積の 6 分の 1 以下

(イ) 屋上広告 1 面 12 m<sup>2</sup>以下。高さは、設置する場所までの高さの 4 分の 1 以下

(ウ) 広告板 1 面 8 m<sup>2</sup>以下

(エ) 広告塔 1 面 4 m<sup>2</sup>以下

ウ 許可地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 1 方向当たり同一壁面面積の 4 分の 1 以下

(イ) 屋上広告 1 面 22 m<sup>2</sup>以下。高さは、設置する場所までの高さの 3 分の 1 以下

(ウ) 広告板 1 面 20 m<sup>2</sup>以下

(エ) 広告塔 1 面 10 m<sup>2</sup>以下

エ 許可地域の一般広告物

(ア) 壁面広告 1 方向当たり同一壁面面積の 4 分の 1 以下

(イ) 屋上広告 1 面 20 m<sup>2</sup>以下。高さは、設置する場所までの高さの 3 分の 1 以下

(ウ) 広告板 1 面 20 m<sup>2</sup>以下

(エ) 広告塔 1 面 10 m<sup>2</sup>以下

(オ) 広告旗 禁止

オ 禁止地域のその他広告物

(ア) 管理広告 1 面 3 m<sup>2</sup>以下

(イ) 道標及び案内図板 地は茶色、文字等は白色とする。

4 の項(2)オ中「(ア) 管理広告 1 面 1.5 m<sup>2</sup>以下とし、かつ、必要な文言に限る。」を「管理広告 1 面 1.5 m<sup>2</sup>以下」に改める。

2 縦覧期間

平成 25 年 11 月 8 日から同月 22 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は除きます。）

3 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 縦覧場所

津市広明町 13 番地 三重県県土整備部景観まちづくり課

伊勢市勢田町 628 番地 2 三重県伊勢建設事務所



---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---